

## 【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画】

職員が活躍できる雇用環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日

2．当協会の課題

基礎項目・選択項目調査の結果、特に問題もなかったため、さらに職員が活躍できる雇用環境の整備を図る

3．目標

計画期間内に、夏期休暇取得を100%とする。

取組内容

平成28年 4月～ 職員への行動目標の周知

平成28年 8月～ 行動目標実行の喚起を促す

翌年度末夏期休暇の取得状況の把握

(上記3点を毎年度行う)

女性活躍推進法に基づく選択項目状況把握の公表

・役員に占める女性の割合 - - - 50% (役員数10人のうち5人役員)

(平成28年4月1日現在)